**会計年度任用職員を募集します**

**（福祉推進部　保護課）**

|  |  |
| --- | --- |
| 職種 | 生活保護面接相談員 |
| 業務内容 | ・生活保護申請の面接相談業務。（法の趣旨、制度説明及び他法他施策の活用に関する助言等）・面接相談記録及び相談統計整備。 |
| 応募資格 | 以下の①～⑤のいずれか。①生活保護関係業務相当の経験を３年以上有するもの②障害、高齢、児童に関する相談業務（社会福祉施設における相談業務も含む）に従事した経験が３年以上あること③社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、公認心理師のいずれかの資格を有し、相談業務の実務経験が1年以上ある者。④看護師又は准看護師の資格を有し、相談業務の実務経験が３年以上ある者。⑤その他（相談業務経験が３年以上ある者等）・パソコン（エクセル、ワード）がある程度できる方（必須） |
| 任用期間 | 1会計年度以内（１箇月間は、条件付採用期間となります。） |
| 勤務日 | 週５日（月曜日から金曜日） |
| 勤務時間 | 週30時間 |
| 勤務場所 | 宜野湾市役所（保護課） |
| 休暇 | 年次有給休暇 | 任用期間、経験等に応じ最大20日付与※初年度は最大12日付与、勤続年数に応じ労基法に準じ付与日数を追加 |
|  | その他の有給休暇 | 病気休暇（最大年６日）、子の看護休暇（最大年５日）、夏季休暇（最大３日）、忌引休暇、生理休暇、産前・産後休暇、配偶者出産休暇等 |
|  | 無給休暇 | 介護休暇等 |
| 報酬額（時給額） | 時給　1,363円～1,406円 |
| 報酬支給日 | 月末締め、翌月15日支払い※期末手当については、６月10日及び12月10日支払い |
| 諸手当 | 期末手当勤勉手当 | あり※任用期間等により対象とならない場合があります。 |
|  | 通勤手当 | 距離に応じ支給 |
| **※報酬、諸手当、休暇等については条例、規則の改正等により変更となる場合があります。** |
| 社会保険 | 週の勤務時間が30時間以上かつ２カ月を超える任用がある場合、または以下の要件を満たせば、厚生年金保険及び健康保険の適用となります。・週の所定労働時間が20時間以上30時間未満・報酬の月額が8.8万円以上であること・雇用期間が２ヵ月以上見込まれること・学生でないこと※加入要件については、勤務条件等により異なる場合があります。 |
| 雇用保険 | 以下の要件を満たす場合は対象となります。・週の所定労働時間が20時間以上・31日以上継続して雇用される見込みのもの※但し、任用期間等によっては対象外となる場合があります。 |
| 労災保険 | あり |
| 備考 |  |
| 問合せ先 | 098-893-4411（内線3642）担当：宮城 |